

日本疫学会 たばこ産業との関係に関する指針

2018年2月1日

1. 日本疫学会は、保健医療の発展と国民の健康の増進を図る目的に照らして、集団におけるたばこに起因疾患および死亡を予防する責務を有する。
2. 日本疫学会は、人々のたばこ製品への曝露の促進する、あるいはその曝露軽減を阻害することを目的とした活動を支持しない。
3. 日本疫学会は、たばこ産業およびその関連団体（以下、たばこ産業等。9で定義）に出資しない。
4. 日本疫学会は、たばこ産業等が出資する活動に参加しない。
5. 日本疫学会は、たばこ産業等から経済的利益を受けない。
6. 日本疫学会は、たばこ産業等から資金提供を受けた研究は、日本疫学会の学術誌への投稿論文として受理しない。
7. 日本疫学会は、たばこ産業等から資金提供を受けた研究に関する発表は、日本疫学会の学術総会での発表演題（一般演題、特別講演、シンポジウム等の形式を問わない）として受理しない。
8. 日本疫学会は、会員および日本疫学会の活動に参加する非会員に対して、本指針を周知する。
9. 本指針における「たばこ産業およびその関連団体」は以下の通り定義する。
 - (ア) たばこ製品の製造に関わる企業、団体（例： 日本たばこ産業株式会社、Philip Morris International、British American Tobacco）
 - (イ) たばこ産業に関与していると公知の情報から判断できる財団等（例： 公益財団法人喫煙科学研究財団、Foundation for a Smoke-Free World）

以上